

Dietrich W. Poeck;

Cluniacensis Ecclesia. Der cluniacensische Klosterverband (10.-12. Jahrhundert)

ディートリヒ・W・ペック著

『クルニアケンシス・エクレーシア』

——クリュニー修道院連合体（一〇—一二世紀）——

早川良弥

最近の西欧中世史研究は、故人を記念する祈禱のための資料が、さまざまな共同体の内部構造を観察するにあたっての基本的な研究史料となり得ることを明らかにしている。記念資料の編纂も進められており、クリュニー修道制に関しては、J・ヴォラッシュの指導する研究グループが、伝来する一一・一二世紀のネクロロギウムを編纂、刊行した。この作業に携わった若い研究者たちは、編纂とあわせて、当該ネクロロギウムを作成し使用した幾つかのクリュニー従属分院について優れた業績を生み出した。本書の著者、D・ペックもその作業グループの一人として、クリュニー系ネクロロギウムの形態と機能を綿密に分析、検討し、また個別別には特に分院ロンボンに関する研究を公表している。ついで、

ペックは、一〇世紀から一二世紀にいたるクリュニー修道院結合体の構造分析に取り組み、その成果を一九八七年に大学教員資格論文として提出した。爾来この研究はクリュニー研究者の間で高く評価されてきており、その嘱望に応えてようやく今回刊行されたのが本書である。

中世修道院史を修道士共同体の側面から検討することは、今日ますます肝要な研究課題となっている。また、クリュニー修道院結合体は、その改革運動の結果でもあり主体でもある。これまでなお十分に解明されてきたとは言えないクリュニー修道院と従属修道院との関係を知ることが、クリュニー改革への理解をより深めるであろう。さらに、個別修道院から修道会への展開という西欧修道院史の経過の中で、クリュニー修道院結合体の果たした役割も位置づけていかねばなるまい。こうした関心から、以下、本書の紹介を試みたい。

一

本書は第一部と第二部からなる。第一部「研究」の第一章と第二章がクリュニー修道院結合体の推移を展望する。ここで、著者は、まず、クリュニー派修道院を、改革のためにクリュニーに一時的に委託されただけの修道院ではなく、クリュニー修道院長に永続して法的に従属する修道院であると規定する。この概念規定は、つとにヴォラッシュの試みたところであり、考察対象を確定するためにぜひとも必要な措置である。ついで、著者は、九世紀末から一三世紀初期にいたる、従属修道院をクリュニー院長に確認した教皇特権状を検討し、それらが受領者クリュニーのコンセ

プトにしたがって作成されたと推定する。これにより、教皇確認状は、従属修道院に関するクリュニーの自己理解を、そしてまた修道院結合体の構成を説明する基本史料となる。

このような教皇特権状を総覧し、これにクリュニー修道院文書および『修道慣習規定』からの知見を加えて、著者は、修道院結合体の展開を二段階に分ける。最初の形式は、本院Ⅱ支院体制 *capitale monasterium*、*Hauptkloster* である。これは、改革された修道院および新設の修道院が全てクリュニー院長の指導と支配に従属する体制で、一〇世紀末以降成立した。院長オデロ期に、改革引き受けの前提として、譲渡契約の締結が一般化した結果とされる。第二の形式は、一一世紀後半、フーゴ期に成立した修道院連合体 *Klosterverband* である。それは、独自の院長を持つ大修道院 *abbatia* と分院長を配した分院 *prioratus* が、一方でクリュニーに従属しながら、他方で自らのもとに下位の分院その他の諸施設を服属させてそれぞれに固有の修道院結合体を形成した結果、クリュニー本院、地方的中心としての分院、および下位の分院が階層的に秩序づけられた体制である。

二つの形式のうち、後者は周知の分院体制に他ならない。著者はその前段階をなすオデロ期の組織を明確にし、両者を対比的に捉えることに成功した。この認識を可能にした方法として、概念規定と史料操作に関する右の基礎手続きを評価すべきである。

二

第三章は、修道院連合体における大修道院ないし分院とクリュニー本院および周辺政治権力との関係を検討する。大修道院、分

院それぞれに一〇の事例研究をとおして明らかにされる論点をまとめると、大略つぎのとおりである。

まず、大修道院に対してもクリュニーは永続的法的従属を要求した。しかし、それは必ずしも貫徹しない。とくに、独自の長い歴史的伝統を持ち、かつて教皇から自由を確認された修道院は、改革終了後に独立回復を目指してクリュニーと争い、一二世紀の間にその目的を達成するか、あるいは妥協的にもせよその自立性を強めた。著者は、両当事者がそれぞれの自由の確認を教皇に求め合う争いの経過を克明に追うが、残念ながら、教皇庁側の対クリュニー政策を問うにはいたっていない。

第二に、分院は、基本的に、クリュニーの従属修道院として新設されたものである。この従属施設が、一〇八〇年ごろ編纂の『修道慣習規定』で、ついで一二世紀初期の教皇特権状で分院と呼ばれるようになった。著者は、分院概念が創造、使用されたのは、当該修道院のもつ地方中心としての機能が認識され、地方的な従属連鎖が成立したからであると仮定する。そして、これを確かめるべく、下位の分院その他の施設がクリュニー本院との直接的関係を持たず、地方的従属関係網の中にクリュニー院長が介入するのは困難であったことを論証する。なお、上位分院の完成期は一〇六〇—一二〇年、下位施設の完成は一〇八〇—一一三〇年である。このように、下部レベルでの展開の考察は、クリュニー改革運動の拡大が院長フーゴ期に頂点を迎えて終わるとする通説的見解に修正をもたらす。

第三に、分院およびその従属施設は周辺地域の貴族やその従者となる騎士層に刻印されている。彼らが創建者、寄進者であり、

彼らの家族員ないし近親者が修道士集団を構成する。そして、これらの小修道院は、建立者や寄進者の墓所、死者記念の行われる場所であり、貴族家や騎士の権力政治の支配と並ぶ理念的中心をなした。クリュニー派が提供する墓所と典礼記念に対する領主層の関心と対価、このテーマについてはすでにわが国でも優れた業績を得ている。本書では、この関係が分院およびその下位施設の創建に関連して詳しく検討されており、このクリュニー派と領主層相互の要請の調和が修道院連合体の完成にとって決定的であったとの結論は説得的である。

三

クリュニー修道院と従属修道院との間には、法的な服属関係のほかに、共同体的な結合があった。第四章がこれを論じる。複数の修道院を結ぶ修道士共同体の理念は、最初のふたりの院長、とりわけオードから継承されたものであった。オードにとって、改革はそれぞれに独立した修道院において共通の修道生活を実現することである。それによる空間的に離れた諸修道院の内的結合をひとつの修道士会 *confratratio* への結合とみなし、これをオードは教会の理想像を映すもの、原始教会を現在化させることと説いた。

オデイロ期に、改革がその重心を法的従属へ移動させると、修道士会の枠組みも確定した。すなわち、クリュニー院長に請願し、クリュニー本院または従属施設に住む全ての修道士が、司教あるいは他修道院の院長に選出された者も含めて、共通修道士会の構成員とされた。また、一一世紀中葉から修道院連合体に加わる大

修道院の修道士は当該院長に請願するが、その修道院はクリュニーに法的に従属するから、彼らもクリュニー共同体のメンバーであった。クリュニー派共同体の理念が実際のにも意識されていたことのこの確認は、最初に述べたネクロロギウムに関する共同研究の成果である。

このような共同体が「クリュニー教会 [*Cluniacensis ecclesia*]」、また、頭と四肢からなるクリュニー教会の「からだ *corpus*」と言いい表され、さらに一二世紀になると、船 *Christi nauicula*、*res publica* などにも喩えられ、あるいは連合体が母 *mater* Cluny と娘 *filia* の関係として説明された。ここに挙げられる表象そのものは、ことさらに新しい知識ではないだろう。ただし、著者は、これらのメタファーが専ら連合体のみを指すのではなく、クリュニー修道院、ときには従属修道院に単独でも適用されたことを強調する。それは、クリュニー修道院が修道生活の規範を形成し、従属修道院が同じ修道生活を模倣し、そしてそれらのクリュニーと完全に同じ修道生活を提供する修道院がひとつの修道院、共同体を構成するとの理解を示す。先の修道請願、そしてこの修道生活における二重構造の指摘は、修道院連合体に関する理解をいっそう深めるであろう。

最後に、著者は、二つの現象をとおして、クリュニー連合体の限界を示す。ひとつは、死亡共同体員の周年記念が連合体所属の全修道院で行われ、とくにクリュニー本院は典礼記念に貧者給養を合わせた完全記念を連合体全メンバーのために行ったが、共同体の拡大と死亡者の増加に伴う貧者給養の増大にクリュニーの財政は耐え得なくなり、一二世紀中葉、貧者給養義務は一日五〇人

に限定されたという事実である。もうひとつは、一二世紀のクリュニーに対する大修道院の争いにさいし、クリュニー院長の他修道院支配に対する反駁の中で、ベネディクト会則の規定を拡大解釈したクリュニー的修道士会に関する理解と単一修道院のために編纂された同会則との矛盾が指摘されたということである。いずれも、クリュニー本院が連合体における中央としての意義を失いつつあったことの証左とされる。

四

第二部は、標題の「Corpus」が示すとおり、盛期中世におけるクリュニー修道院連合体を構成する従属修道院のリストである。従来の研究は、永続的法的従属という基準を欠くことでクリュニー派修道院の規定を曖昧にしているか、あるいは「修道会」組織導入後の巡察記録など一二世紀以降の史料に基づいているために盛期中世の連合体を反映していない。こうした批判から著者はあらためて一二世紀における従属関係を検討した。Corpus全体で約二九〇ページ、本書紙幅のほぼ半数を占め、これだけでも価値ある労作である。

始めに教皇特権状で確認される年代順にクリュニー院長に直属する修道院を概観した後、修道院連合体を構成する諸施設をアルファベット順に列挙する。各施設ごとに、名称、史料におけるラテン語表記、守護聖人、行政区と司教座管区による所在域、証拠史料とその時々ステイタスを付記する。クリュニーへの譲渡またはその確認の文書があるときは、当該史料の出典、文書の発給者を掲げ、寄進に際しての条件、典礼記念の要請その他の重要事

項を引用して、史料集を兼ねる。補充として、中世後期の巡察記録に最初に記録されるさいの年、修道士数、指導者のタイトルなども記す。

こうして著者が史料的に確かめ得たクリュニー派施設は、およそ七〇〇にのぼる。フーゴ期末の従属院数を一二〇〇とするこれまでの推定に対してかなり少ない。ただし、史料の欠如の故にこの数値は完全とは言いがたく、なかでも、下部の従属分院についての知識は不完全であり、さらに今後の検討が必要とのことである。

五

以上のとおり、本書全体を貫く議論のひとつは、オディロ期からフーゴ期にいたるクリュニー修道制の展開を、本院Ⅱ支院体制から修道院連合体への転換の過程であると見とおし、そして、連合体を構成する分院を、法的主体となりうる地方的サブセンターとして位置づけることである。(著者の見解によれば、本書では扱っていないが、一二世紀初期における「修道会Ordo」制度の採用がつぎの転換となるはずである。)この想定的重要性は、分院概念をクリュニー的集権化の表現と捉え、オディロ期に基礎づけられた集権的修道会的組織がフーゴ期の分院体制によって拡充され、その末期または中世後期に確立したとする従来の理解と比較すれば明らかである。

勿論、集権的体制の内実については、クリュニー史研究者の間で論争があり、すでにこれを疑問視する見解も提示されている。その際の例証からして、クリュニー院長の厳格な中央集権的支配

像を描くことはできない。しかし、それをもって直ちに集権的組織そのものを否定するのは行き過ぎである。今後は、修道院結合体の構造、それに関する諸現象を、ベックが提起するような段階的転換という仮定のもとで、その相応関係を問いながら検討してみることがあろう。

本書のもうひとつの中心的議論は、クリュニー修道院連合体の形成とその方向が、各地の貴族家とその地域的關係によって規定されたということである。連合体を西欧の広い範囲に及ぼし、しかしまた連合体をノルマン征服後のイングランドとドイツ西部までのロマニアの現象に限らせたのも、貴族家のコンタクトから説明し得るとすら述べる。これに関連して、本書に対する不満をひとつだけ述べておく。それは、考察の力点が置かれているフーゴ期の分院に関するほどの詳細は期待し得ないにしても、オデイロ期における従属修道院あるいはフーゴ期における大修道院と、それぞれの周辺権力との關係が十分に論じられていない、ということである。右のような修道院組織の転換を、著者は、分院の地方的意義の上昇の他に、その量的増大を主要因とみなすが、加えてそこに貴族支配の展開との関連を眺めることはできないのであるうか。また、一二世紀にクリュニーと争う大修道院を支える貴族権力にとって、クリュニーからの自立はどのような意味合いを持っていたのであろうか。

先にも触れたように、本書は、クリュニー系ネクロロギウム慣

行に関するヴォラツシュ・グループの長年にわたる研究の所産、その最終的到達点ともみなし得る。というのも、彼らの諸研究は、各地の分院で使用されたネクロロギウムが、一方で共通の共同体的性格をもつとともに、他方でそれぞれの固有性を示し、とりわけ俗人の死者記念については地方的性格を基本とすることを明らかにした。この観察は、本書でベックが洞察する一一世紀の修道院連合体の構造によく対応しているからである。いずれにせよ、本書がクリュニー修道院結合体の構造と共同体を考察する優れて有効な視点を提供していることは疑いない。

① クリュニー系ネクロロギウムおよびヴォラツシュ研究グループの業績については、早川良弥「クリュニー修道制のネクロロギウムと修道士集団」『梅花女子大学 開学三十周年記念論文集』一九九五年、一ページ以下参照。

② 関口武彦「クリュニー修道制とその展開」『史学雑誌』八五—八、一九七六年、一ページ以下。

③ クリュニー修道制の集権的機構に関する諸説および問題点については、野口洋二「クリュニー像の再検討——クリュニー派の拡大と集権的体制について——」『文学研究科紀要』（早稲田大学大学院）、一九八六年、二〇五ページ以下参照。

(六一九頁 一九九八年 Wilhelm Fink Verlag, München)

(梅花女子大学教授)